意見提出者	株式会社ルートレック・ネットワークス
1. 項目	特定基地局に関する規制の緩和
2. 既存の制	・電波法 27 条の 12 に定められる特定基地局の設置及び運用は総務大臣の
度・規制等	認定を受ける必要がありその設置を行う者も総務大臣の認定を受けてい
によってI	る必要があると定めている。また認定を受けていない者が運用を行った
CT利活用	場合は1年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処すると定められている
が阻害され	・携帯電話の電波の弱い家屋に電波増強のために設置する小型据え置き型
ている事	のリピーターもこの特定基地局に位置付けられている。
例・状況	・リピーターは窓際などに設置される場合が多く、電源も家庭内コンセン
	トから供給されているにも係らず、窓の開け閉め時や掃除の際の移動、
	外出時の電源断も法令により許されていない
	・この様に家庭内の電波増幅を目的としたリピーターに対しても、起動、
	電源断、家屋内での移動を法的に規制するのは実状にそぐわないと思わ
	れる
3. ICT利	電波法 27 条の 12
活用を阻害	電波法 110 条
する制度・	
規制等の根	
拠	
4. ICT利	・携帯電波強度の弱い地域での屋内携帯電話の利活用増強を目的としたリ
活用を阻害	ピーターを設置する際には、出力の小さな特定基地局は小型基地局の装置
する制度・	自身が認定を受けたものであればその設置や運用はこの法令から除外して
規制等の見	頂きたい
直しの方向	・この規制緩和により電波強度の弱い地域に対して、キャリアは追加のア
性について	ンテナ建設の負担が軽くなる
の提案	・また携帯電話、PHS、スマートホンのユーザーが家庭内からインターネッ
	トアクセスを行う際により安定した環境が提供できる
	・企業内、店舗内においても電波強度が弱くインターネットアクセスが困
	難な場所にもより手軽に設置が出来る